証票再交付申請書 (候補者等用)

				令和	年	月	日
君	#馬県選挙管理委員会委員長 あ	て					
		候補者等の」					
		1	主所				
			(電話	_	_)
		Į	職業				
	◇職選挙法施行令第110条の5 己のとおり申請します。	第4項の証票の再	交付を受け	たいので、同類	条第5項の)規定に。	より、
		記					
1	公職の種類 □ 衆議院議員(小選挙区)	□ 参議院議員	(選挙区)	□ 知事	□県	議会議員	1
2	再交付を受けようとする理由 □ 紛失 □ 汚損 □ その他 ()
3	再交付により失効する既交付証 裏面のとおり	票の番号並びに立	札及び看板の	の類を掲示する	う事務所の	所在地	
(事	环務処理欄)						
	(交付年月日) 令和 年	F 月 F	(残	数)		枚	
							ī

- 備考1 「再交付を受けようとする理由」が「その他」の場合には、理由を括弧内に具体的に記入すること。
 - 2 紛失以外の理由で申請する場合は、汚損等をした証票を添えて提出するものとする。また、紛失を理由に申請した場合において、再交付を受けた後に紛失した証票を発見したときは、速やかに、当該証票を返還するものとする。
 - 3 事務処理欄は、記入しないこと。
 - 4 候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

失効する 証票番号	事務所の所在地(「○○宅方」、「○○内」等まで記載すること)	再 交 付 証票番号

上記の証票を受領しました。

令和 年 月 日 受領者氏名

備考1 1の事務所に立札及び看板の類を2つ置く場合、2つ目の事務所の所在地欄は「同上」と記載すること。

- 2 証票番号欄には、記入しないこと。
- 3 必要に応じて、行の削除を行つて差し支えない。
- 4 年月日及び受領者氏名は、証票を受領した際に記入すること。